

学校法人享栄学園役員報酬規程

平成 24 年 3 月 27 日  
制 定

(目的)

**第 1 条** この規程は、学校法人享栄学園（以下「学園」という。）の役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

**第 2 条** この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事及び常勤監事とは、学園において常時勤務し、理事会で認められた者をいう。
- (3) 教職員理事とは、大学及び短期大学部の教職員（学長を含む。）から選任された理事をいう。
- (4) 非常勤理事及び非常勤監事とは、同項第 2 号及び第 3 号以外の者をいう。
- (5) 役員の報酬等とは、報酬、職務手当、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、学園が定める給与規程に基づくものを含まない。
- (6) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費等の経費をいう。

(報酬等の支給)

**第 3 条** 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤理事及び常勤監事  
報酬、職務手当、役員退任慰労金
- (2) 非常勤理事及び非常勤監事  
報酬、職務手当

**2** 教職員理事には、報酬は支給しない。ただし、職務手当は、支給することができる。

(報酬等の額の算定方法)

**第 4 条** 常勤理事及び常勤監事に対する報酬及び職務手当の額は、別表第 1 に定める金額を上限とし、理事会において決定する。

**2** 教職員理事に対する報酬の額は、別表第 2 に定める金額を上限とし、理事会において決定する。

**3** 非常勤理事及び非常勤監事に対する報酬及び職務手当の額は、別表第 3 に定める額を上限とし、理事会において決定する。

**4** 退職慰労金の額は、別に定める学校法人享栄学園役員退任慰労金規程（以下、「役員退任慰労金規程」という。）に基づくものとする。

(報酬等の支給方法)

**第5条** 常勤理事及び常勤監事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号のとおりとする。

(1) 報酬及び職務手当は、毎月21日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日）に支払うものとする。

(2) 役員退任慰労金は、別に定める役員退任慰労金規程に基づくものとする。

**2** 教職員理事の報酬等は、毎月21日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日）に支払うものとする。

**3** 非常勤理事及び非常勤監事に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった翌月の21日に支払うものとする。

**4** 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

**5** 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（その他の経費）

**第6条** 役員がその職務遂行上必要とした経費については、実費を支払う。ただし、旅費については、学校法人享栄学園役員旅費規程により支払うものとする。

**2** 交通費は、経済的な通常の経路及び方法により、次の各号のとおり支給する。

(1) 常勤理事及び常勤監事は、実費を支給する。

(2) 教職員理事は、支給しない。

(3) 非常勤理事及び非常勤監事は、実費を支給する。ただし、支給の日額上限は、8,000円とする。

（報酬等の日割り計算）

**第7条** 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（端数の処理）

**第8条** この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

（公表）

**第9条** 学園は、本規程をもって、学校法人享栄学園寄附行為第72条第1項第2号に基づく報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）

**第10条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

（規程の改廃）

**第11条** この規程の改廃は、常任理事会の議を経て、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

**附 則**

享栄学園役員報酬規程（昭和60年3月1日制定）及び享栄学園役員等報酬規程細則（平成11年3月12日制定）は、平成24年3月31日をもって廃止する。

**附 則**

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和7年10月1日から施行する。

## 別表第 1

常勤理事及び常勤監事の報酬及び職務手当

### (1) 報酬

| 区分           | 上限額     |
|--------------|---------|
| 常勤理事<br>常勤監事 | 月額 70万円 |

### (2) 職務手当

| 役職名      | 上限額     |
|----------|---------|
| 理事長      | 月額 50万円 |
| 代表業務執行理事 | 月額 30万円 |
| 業務執行理事   | 月額 10万円 |

## 別表第 2

教職員理事の報酬及び職務手当

### (1) 報酬

| 区分    | 上限額   |
|-------|-------|
| 教職員理事 | 支給しない |

### (2) 職務手当

| 職名       | 上限額     |
|----------|---------|
| 理事長      | 月額 50万円 |
| 代表業務執行理事 | 月額 30万円 |
| 業務執行理事   | 月額 10万円 |

## 別表第 3

非常勤理事及び非常勤監事の報酬及び職務手当

### (1) 報酬

| 区分                        | 金額        |
|---------------------------|-----------|
| ア 理事会に出席した場合              | 3万円（日額）   |
| イ 評議員会に出席した場合             | 1万5千円（日額） |
| ウ 常任理事会構成員理事の場合           | 30万円（年額）  |
| エ 上記ア、イ及びウ以外で理事長が必要と認めた場合 | 1万円（日額）   |

(2) 理事会と同日に開催する評議員会等に出席する場合には、当該報酬は、アを含むものとし支給しない。

(3) 非常勤理事及び非常勤監事に特別の業務を委嘱する場合の報酬は、理事会において決定する。